

省 令

法規的告示

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

目次	改 正 後	改 正 前
第一編・第二編 （略）		
第三編 衛生基準		
第一章～第四章 （略）		
第五章　温度及び湿度　（第六百六条～第六百十二条の二）	第五章　温度及び湿度　（第六百六条～第六百十二条）	
第六章～第九章 （略）	第六章～第九章 （略）	
第四編 （略）	第四編 （略）	
附則	附則	
（熱中症を生ずるおそれのある作業）		
第六百十二条の二　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	第六百十二条の二　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	

○農林水産省告示第六百二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

令和七年四月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

令和七年及び令和八年における漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

令和七年四月十五日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあつては七月一日から八月十五日までとする。

そ の 他 告 示

○中央選挙管理会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に令和七年四月十四日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

住所の市区町村名まで
千葉県浦安市

古屋　正隆

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

住所の市区町村名まで
東京都文京区

古屋　正隆

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

○中央選挙管理会告示第六号

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、令和七年四月十四日次のように定めたので告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

住所の市区町村名まで
長野県

古屋　正隆

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

○法務省告示第七十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所所

長野県行政書士会
長野県長野市大字南長野南九番地三

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日
令和七年三月二十五日

○法務省告示第八十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

認証紛争解決事業者の名称及び住所

茨城司法書士会
茨城県水戸市五軒町一丁目三番十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年三月二十七日

○外務省告示第二百三十五号

令和七年二月十九日にブショウニアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億五千万円

署名者

日本側 福島功在ブルンジ大使

ブルンジ側 アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百三十六号

令和七年三月七日にマブトード、モザンビク共和国における地域警察活動及び国境警備体制強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 地域警察活動及び国境警備体制強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 十六億六千五百万円

署名者 日本側 濱田圭司在モザンビク大使

国際移住機関側 ローラ・トゥボヘニ在モザンビク事務所長

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百三十七号

令和七年三月十日にアクラド、タマレ市における電力供給安定化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 タマレ市における電力供給安定化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 十九億九千二百万円

3 贈与の供与期限 令和十二年三月三十日まで

4 署名者 日本国側 義本博司在ガーナ大使

ガーナ側 サムエル・オクジェト・アブラクワ外務大臣

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百三十八号

令和七年三月十二日にモンゴリアで、ジャバーン・フリーウェイ延伸計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 ジャバーン・フリーウェイ延伸計画を実施するためには必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 二十七億一千五百万円

3 贈与の供与期限 令和十三年十一月三十日まで

4 署名者

日本側 義本博司在リベリア大使

リベリア側 イブラヒム・アル・バクリ・リヨイ国際協力・経済統合担当外務副大臣
外務大臣 岩屋 豪

○農林水産省告示第六百三十一号

農業取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)第二条の規定による改正前の農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三十四条第六項において準用する同法第三条第九項の規定により、令和七年三月二十六日付けをもつて次の農業を登録し、同法第三十四条第六項において準用する同法第十三条の規定により公告する。

令和七年四月十五日

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24957 発芽スイートルーピン プロプラッド液剤 ポルトガル カンタニアデ市
抽出たんぱく質液剤 インドウトリアル・デ・カンタニア
デ・ハイキャント ロット20 シエ
イーブイ エスエー 最高経営責任者
ヒューゴ・アレクサンドル・ペイ
ニヨバブティス エレタ・ダ・シルバ
（東京都江戸川区東小岩四丁目1番16号
高村斎治）

(備考) ()は国内管理人の氏名及び住所である。

○農林水産省告示第六百四十四号

農業取締法(昭和二十三年法律第八十一号)第三条第九項の規定により、令和七年三月二十六日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年四月十五日

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24958 非病原性リゾビウム エコアーグ 東京都台東区池之端一丁目4番26号
ビティイス水和剤 クミアイ化成工業株式会社
（横山慶一）

24959 ジクロロメソチアズ・ フェニツクスマストフ
剤 フルベンジアミド水和 ロアブル
ビラジフルミド・TP パレードプラスフロア
N水和剤 ブル
24960
24961
カスガマイシン・銅水 カスミンボルドー
和剤
（東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
東興化學工業株式会社 代表取締役社
長 佐野健一）

農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省告示第六百五十五号

農業取締法(昭和二十三年法律第八十一号)第十一条第一項の規定による、次の農業の登録は失効したので、同法第十三条の規定による公告する。

令和七年四月十五日

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
18864 トリフルラン・ベン ACCコンボラル
ディスマトリラン粉粒剤 東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号
BASFジャパン株式会社 代表取締
役社長 石田博基
（東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
バイエルクロップサイエンス株式会社
代表取締役 大島美紀）

21096 オキサジアゾン乳剤 ロンスター乳剤

○国土交通省告示第三百三十三号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の
規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年四月十五日

(二) 大関沢 砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千五百五十七号で
指定した大関沢に掲げる土地の区域

(二) 大関川 砂防法第二条の土地の表示

昭和四十七年廻認省告示第千三百三十三号
で指定した同号二に掲げる土地の区域

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、少方法施行規則（内閣令第三百八二年三月三日勅令第三百八二号）

て 破防法施行規程（明治三十年令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(二) 段原川
砂防法第二条の土地の表示
広島県吳市広町字三ツ石、字段原、字滝ノ

久保及び字三ツ石東の区域内の土地のうち、次の一
点から四十三点までを順次結んだ線及
び一点二四一三五二七二九三〇三一三二七

（一点と四十三点を絆んだ縦に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第四百号で指定した段原川に掲げる土地の区域を除く。）

北緯三四度一六分四三秒三二二六
東經一三三三度三八分一六秒九三三一
北緯三四度一六分三一秒一七

北緯三四度二六分四三秒四九一七
東經一三三度三八分一八秒四八二五
北緯三四度二六分四二秒七九〇六

東經一三二度三八分一八秒七三〇〇
北緯三四度一六分四一秒六八二六

東經三三度三八分一八秒六六九六
北緯三四度一六分四〇秒四五〇二
東經三三度三八分一〇秒六〇六八

北緯三四度一六分三九秒八二一九
東經一三三度三八分二〇秒五四〇七

七
北緯三四度六分四〇秒○
東經一三三度三八分二一秒三五七四
北緯三四度六分三九秒九三三一

東經一三三一度三八分二三秒八〇〇〇

十九点	北緯三四度一六分三九秒六〇七一 東經一三三度三八分二三秒五六三一
十二点	北緯三四度一六分三八秒九五五五 東經一三三度三八分二三秒四五一三
十一点	北緯三四度一六分三八秒五三七〇 東經一三三度三八分二四秒八〇九
十三点	北緯三四度一六分三八秒八〇九 東經一三三度三八分二五秒五一三九
十四点	北緯三四度一六分三八秒〇二七三 東經一三三度三八分二五秒六八一四
十五点	北緯三四度一六分三七秒八三〇四 東經一三三度三八分二六秒五四〇
十六点	北緯三四度一六分三九秒二九三二 東經一三三度三八分二九秒八〇四五
十七点	北緯三四度一六分三八秒八六四三 東經一三三度三八分二九秒九七七八
十九点	北緯三四度一六分三八秒九五五九 東經一三三度三八分二五秒六五七九
二十点	北緯三四度一六分三六秒九七七八 東經一三三度三八分二五秒九五九
二十一点	北緯三四度一六分三六秒八三九七 東經一三三度三八分二五秒三〇六
二十三点	北緯三四度一六分三六秒六〇九七 東經一三三度三八分二四秒五五三〇
二十四点	北緯三四度一六分三六秒三一五九 東經一三三度三八分二五秒三一五九
二十五点	北緯三四度一六分三六秒二一六六 東經一三三度三八分二五秒四三八〇
二十六点	北緯三四度一六分三六秒二四五二 東經一三三度三八分二五秒九五九四
二十七点	北緯三四度一六分三六秒七六五四 東經一三三度三八分二〇秒七六五四
二十八点	北緯三四度一六分三五秒九三七四 東經一三三度三八分二〇秒一〇三八
二十九点	北緯三四度一六分三五秒九五八一 東經一三三度三八分一九秒七四一四
三十点	北緯三四度一六分三五秒九三四四 東經一三三度三八分一九秒七八三八

三十二点	北緯三四度六分三五秒六五三七
三十三点	東經一三一度六分三五秒九六二二
三十五点	北緯三四度六分三六秒四一八六
三十六点	東經一三一度八分一秒五九五〇
三十七点	北緯三四度六分三五秒二五七八
三十九点	東經一三一度三八分一秒五九五〇
三十八点	北緯三四度六分三七秒五二一〇
四十点	東經一三一度三八分一秒五九五〇
四十一点	北緯三四度六分三七秒八一五五
四十二点	東經一三一度三八分一秒五九五〇
四十三点	北緯三四度六分三七秒二九四七
(一) 砂防法第二条の土地の表示	東經一三一度三八分一秒五九五〇
皆賀川	北緯三四度六分三九秒三一七九
山及び字山田の区域内の土地のうち、次の二点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域を定した皆賀川に掲げる土地の区域を除く。	東經一三一度三八分一秒五九五〇
一点	北緯三四度二分五一秒九二五五
二点	東經一三一度二分三秒四四八七
三点	北緯三四度二分五一秒八二三八
四点	東經一三一度二分三秒三七五二
五点	北緯三四度二分五一秒九九四八
六点	東經一三一度二分三秒一九五五
七点	北緯三四度二分五一秒九九九三

八点	北緯三四度二分五三秒三八七五
九点	東經一三三度二分五三秒三八六八
十点	北緯三四度二分五三秒五九八四
十一点	東經一三三度二分五三秒六五五二
十二点	北緯三四度二分五三秒八二九六
十三点	東經一三三度二分三秒六二四九
十四点	北緯三四度二分五三秒八五九三
十五点	東經一三三度二分三秒九五九九
十六点	北緯三四度二分五三秒八二九九
十七点	東經一三三度二分三秒八七〇七
十八点	北緯三四度二分五三秒八六一四
十九点	東經一三三度二分三秒九一七〇
二十点	北緯三四度二分五三秒八四八六
二十一点	東經一三三度二分三秒九八六二
二十二点	北緯三四度二分五三秒八二〇七
二十三点	東經一三三度二分四秒〇五一〇
二十四点	北緯三四度二分五三秒七五九五
二十五点	東經一三三度二分四秒〇一〇四
二十六点	北緯三四度二分五三秒七一四七
二十七点	東經一三三度二分五三秒八二八〇
二十八点	北緯三四度二分五三秒七五八四
二十九点	東經一三三度二分五三秒七九八八
三十点	北緯三四度二分五三秒五八二九
三十一点	東經一三三度二分五三秒一五〇
北緯三四度二分五三秒三三六六	北緯三四度二分五三秒五八二九
東經一三三度二分五三秒九八八八	東經一三三度二分五三秒五八二九

特定抗争指定暴力団等 令和二年一月七日京都府公安委員会告示第 三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山 口組） 変更前 指定番号 六三二二一一 変更後 指定番号 六三二二五一一 指定番号 六三二二五一一	○大阪府公安委員会告示第五十二号 次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の 一部に変更があったので、暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十 七号）第十五条の二第八項において準用する同法 第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。 令和七年四月十五日 大阪府公安委員会委員長 辻内 宏治 特定抗争指定暴力団等 令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第 二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山 口組） 変更前 指定番号 六三二二一一 変更後 指定番号 六三二二五一一 指定番号 六三二二五一一	○鳥取県公安委員会告示第三十五号 次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の 一部に変更があったので、暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十 七号）第十五条の二第八項において準用する同法 第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。 令和七年四月十五日 鳥取県公安委員会委員長 勝部 芳子 六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神 戸山口組） 変更前 指定番号 六三二二一一 変更後 指定番号 六三二二五一一 指定番号 六三二二五一一	○島根県公安委員会告示第七号 次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の 一部に変更があったので、暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十 七号）第十五条の二第八項において準用する同法 第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。 令和七年四月十五日 島根県公安委員会委員長 藤田 和雄 特定抗争指定暴力団等 令和二年七月七日島根県公安委員会告示第 七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神 戸山口組） 変更前 指定番号 六三二二一一 変更後 指定番号 六三二二五一一 指定番号 六三二二五一一	○岡山県公安委員会告示第五十二号 次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の 一部に変更があったので、暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十 七号）第十五条の二第八項において準用する同法 第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。 令和七年四月十五日 岡山県公安委員会委員長 内田 通子 特定抗争指定暴力団等 令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第 九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神 戸山口組） 変更前 指定番号 六三二二一一 変更後 指定番号 六三二二五一一 指定番号 六三二二五一一
---	---	--	---	---

○鳥取県公安委員会告示第三十五号
次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の
一部に変更があったので、暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十
七号）第十五条の二第八項において準用する同法
第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日
鳥取県公安委員会委員長 勝部 芳子
六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神
戸山口組）

国 会 事 項

衆 議 院

法律公布奏上通知書受領
四月十一日参議院議長から、次の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する
法律の一部を改正する法律
裁判所職員定員法の一部を改正する法律

答弁書受領
四月十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員屋良朝博提出沖縄における米兵によ
る事件事故等に関する再質問に対する答弁書
ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法
律案（青柳仁士外二名提出）
外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する
法律案（田中健外一名提出）

議案受領
四月十一日参議院から受領した内閣提出案は次
のとおりである。
食料・農業・農村基本計画の変更の報告
四月十一日内閣から次の報告書を受領した。
業・農村基本計画の変更の報告
又同日内閣を経由して農林水産大臣江藤拓か
ら、次の報告書を受領した。
食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に
基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基
本的な方針の報告

報告書受領
四月十一日内閣から次の報告書を受領した。
衆議院議員島田洋一提出中国の国防七校とわが
国の大学との提携に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功提出高額療養費制度の見直
しに関する質問に対する答弁書

議案受領
四月十一日参議院から受領した内閣提出案は次
のとおりである。
森林經營管理法及び森林法の一部を改正する法
律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るために関係法律の整備に関する法律案
森林經營管理法及び森林法の一部を改正する法
律案（閣法第三二一号）
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るために関係法律の整備に関する法律案
（閣法第三五号）
電波法及び放送法の一部を改正する法律案
電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣
法第一九号）

議案受領（予備審査）
四月十一日衆議院から次の議案が送付された。
若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減する
ための所得控除の拡充に關し講ずべき措置に關
する法律案（田中健外一名提出）（衆第二三三号）

議案受領
四月十一日衆議院から次の議案が送付された。
若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減する
ための所得控除の拡充に關し講ずべき措置に關
する法律案（田中健外一名提出）（衆第二三三号）

議案受領
四月十一日衆議院から次の内閣提出案を衆議院に送付し
た。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改
正する法律案
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る
法律の一部を改正する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

質問書提出
四月十一日議員から提出した質問主意書は次の
とおりである。
良質な児童教育実現のための制度の整備に関する
質問主意書（屋良朝博提出）

良質な児童教育を提供するための子ども・子育
て支援制度等の改善に関する質問主意書（屋良
朝博提出）
幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質
問主意書（屋良朝博提出）

議決通知
四月十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月十一日議員から次の質問主意書が提出され

た。
石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鐵元職員の遺族及びJR元職員の遺族の権衡に関する再質問主意書（福島みづほ提出）（第五五号）

答弁書受領

四月十一日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員柴田功提出母子及び父子並びに寡婦

福祉法の対象範囲に関する質問に対する答弁書（第六六号）

参議院議員神谷宗裕提出土地利用状況に関する報告書を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問に対する答弁書（第七七号）

参議院議員神谷宗裕提出「G B T 理解増進法における「不當な差別」の定義の明確化に関する質問に対する答弁書（第七八号）

参議院議員神谷宗裕提出「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書（第七九号）

参議院議員石垣のりこ提出診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問に対する答弁書（第八〇号）

法律公布奏上及び通知

四月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

報告書受領

四月十一日内閣から、食料・農業・農村基本法第十七条第九項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告書を受領した。

また、同日内閣を経由して農林水産大臣から、食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を受領した。

人事異動

内 閣

外務審議官	赤堀 有馬
（外務省北米局長）外務事務官	林 三村 誠裕
財務官	土谷 晃浩
（財務省国際局長）財務事務官	藤崎 雄二郎
（財務省大臣官房審議官）同	松尾 刚彦
経済産業審議官	伊吹 英明
（経済産業省製造産業局長）経済産業事務官	（製造産業局担当）同
（経済産業省大臣官房審議官）同	香山 弘文
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（四月十一日）	

内 閣 府

沖縄振興開発金融公庫監事に任命する（四月一日）	川住 昌光
-------------------------	-------

官 庁 報 告

法 务

公証人免任	（上三月三十一日）（法務省）
桂木正樹は公証人に任命され、熊本地方法務局所属元公証人太原英雄の後任を命ぜられた。（以下略）	

労 働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示	（中部運輸局最低賃金公示第2号）
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第1号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第2号）、中部漁業（冲合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第3号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正	

する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和7年4月15日

中部運輸局 中村 広樹
1. 中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「260,950円」を「271,450円」に、「244,500円」を「255,000円」に、「202,550円」を「213,050円」に、「193,250円」を「203,750円」に改める。
2. 中部海上旅客運送業最低賃金第4項中「255,600円」を「264,700円」に、「193,350円」を「202,450円」に改める。
3. 中部漁業（冲合底びき網）最低賃金第5項中「214,000円」を「224,000円」に改める。
4. 中部漁業（大中型まき網）最低賃金第5項中「216,000円」を「226,000円」に改める。

附 則

この公示は、令和7年5月15日から効力を生ずる。

法務省告示配第三号

左記の者の申請に係る日本国外帰化の件は、これを許可する。	（令和七年四月十五日 法務大臣 鈴木 譲祐）
アキナ・ネラ・ハラダ 平成13年6月5日生	住所 群馬県利根郡みなかみ町
サビタ・マハルジャン 昭和62年11月30日生	住所 東京都世田谷区
ドローズド・アレクサンドロ 昭和58年2月16日生	住所 大阪市浪速区
柯心遙 平成7年1月23日生	住所 名古屋市中川区
ジェシカ・ミキエ・カトウ 平成5年3月26日生	住所 東京都墨田区
チエン・ジャー・ハウル 平成8年2月14日生	住所 東京都板橋区
金博 平成10年1月1日生	住所 埼玉県和光市
蔣雯 昭和52年2月28日生	住所 東京都渋谷区
徐雪斐 平成10年9月13日生	

住所 静岡県伊東市
葉婷 昭和58年4月6日生

住所 東京都台東区

セイン・レ・ワイン 平成7年3月30日生

住所 栃木県佐野市

スディップ・ドンガナ 平成8年3月25日生

住所 兵庫県加古郡播磨町

グエン・ティ・キム・ホア 平成元年9月13日生

グエン・バン・ガン 平成3年4月11日生

住所 東京都大田区

サンジブ・パンダリ 昭和61年7月16日生

サイラ・シング・パンダリ 平成28年9月10日生

サヤン・シング・パンダリ 令和4年2月26日生

住所 愛知県長久手市

ダユミ・エルサ・ジェレナ・リベラ 平成8年6月10日生

住所 愛知県一宮市

ジャスパー・サルズエラ・オオノ 昭和47年8月24日生

ケンゾ・ヘベン・サルズエラ・エスピノ 平成16年8月27日生

住所 東京都世田谷区

キヨタカ・ハヤカワ 昭和23年10月25日生

カヨコ・ハヤカワ 昭和23年10月30日生

住所 東京都練馬区

曹沙耶 平成6年8月20日生

住所 千葉県松戸市

左君子 昭和46年7月10日生

住所 名古屋市天白区

金晴大 昭和42年4月24日生

住所 愛知県犬山市

李京子 昭和19年11月26日生

金栄支 昭和46年12月1日生

住所 愛知県春日井市

梁裕惠 昭和45年8月10日生

バジュワ・アブドゥッラ 平成18年7月16日生

住所 名古屋市南区

李基弘 昭和52年9月7日生

金聖子 昭和60年6月26日生

李陽莉 平成26年1月20日生

李悠晴 平成27年12月18日生

李莉帆 平成29年11月10日生

住所 神戸市灘区
徐世一 昭和37年10月17日生
林敬子 昭和42年2月15日生
住所 大阪府吹田市
徐理世 平成7年2月8日生
住所 横浜市中区
徐隆成 平成12年10月30日生
住所 兵庫県尼崎市
全菊子 昭和15年9月29日生
住所 兵庫県尼崎市
李拓 昭和44年9月27日生
金史恵 昭和43年4月8日生
住所 兵庫県尼崎市
朴雄雪 平成8年12月14日生
住所 東京都江戸川区
マウン・ゾー・ビリー・ワイン
4日生 平成元年7月
住所 東京都千代田区
葛淳一 平成9年5月5日生
住所 東京都大田区
林雅青 昭和58年10月7日生
住所 東京都港区
李昕芮 昭和59年1月26日生
住所 東京都江戸川区
瀬芮辰 平成20年12月1日生
住所 東京都港区
サキーナ・ラーマン 昭和14年9月18日生
ファリーダ・ラーマン 昭和23年8月19日生
住所 東京都小金井市
ケシャブ・プラサド・バッタ 平成5年4月8日生
住所 千葉県松戸市
ムクラム 平成元年8月11日生
住所 東京都渋谷区
姜美影 平成3年4月28日生
住所 東京都足立区
崔林 平成8年1月13日生
住所 東京都世田谷区
オンガリア・キース・ピーター 平成3年10月7日生
住所 東京都葛飾区
李藝娜 平成4年10月22日生
住所 静岡県沼津市
ビビアン・バウティスタ・ナトリ 昭和45年5月6日生

住所 福岡市南区
ハリ・プラサッド・アムガイ 平成5年12月3日生
住所 東京都中央区
金愛理 昭和62年10月29日生
住所 埼玉県熊谷市
サヤス・ラマ 平成3年7月18日生
住所 神奈川県厚木市
趙洋子 昭和33年8月1日生
朴由梨 昭和61年4月17日生
住所 東京都大田区
沈徳輔 昭和42年9月25日生
住所 大阪府東大阪市
金浩霖 平成23年9月22日生
住所 京都市東山区
パウリン・タニア 平成元年8月28日生
住所 京都市右京区
倪佳茜 昭和53年1月15日生
住所 京都府宇治市
王瑛 昭和46年8月13日生
住所 東京都多摩市
ヘッチゲ・ヒモド・バヌカ 平成6年10月26日生
住所 東京都大田区
劉波 昭和43年5月6日生
住所 千葉県市川市
ターリク・ファタヤー二 昭和59年6月14日生
マイス・ヌールッディン 平成8年2月24日生
サラーム・ファタヤー二 平成28年1月25日生
タスニーーム・ファタヤー二 令和3年9月2日生
住所 東京都江戸川区
李希萌 平成8年7月15日生
住所 兵庫県伊丹市
ゴー・ティ・トゥ・タアオ 平成7年12月25日生

公 告

譲 帰 項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年4月15日

国土交通省航空局長 平岡 成哲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、飛行場情報放送業務（A T I S）端末の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度飛行場情報放送業務（A T I S）端末調整作業
- (2) 業務内容 公募説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

3. 業務目的

本業務は、飛行場情報放送業務（A T I S）端末の調整作業を目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 預算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 上記以外の要件は、公募説明書による。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ① 作業行程を明示できること。
- ② 実施体制（人員構成、作業責任者、品質管理体制）を明示できること。
- ③ 作業に必要となる技術等に関する要件
本業務を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について、許諾を受けていることを明示できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111 (内線47186)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年4月15日から令和7年5月7日まで

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年5月8日 17:00必着
場所：(1)に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされなければならぬ。

(4) 契約予定期日 令和7年5月30日

(5) 隨意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由 第13条第1項(b)(ii)「排他的権利の保護」

(6) その他詳細は、公募説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of contract: Adjustment in the Automatic Terminal Information Service workstations of 2025.

(2) Time-limit to express interests: 5:00 P.M. May 8, 2025

(3) Contract point for documentation relating to the proposal: Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1-3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, To-kyo, 100-8918 Japan. TEL 03-5253-8111 (Ext. 47186)

- (4) Expected date of the contract: 30 May, 2025
- (5) Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement: Article XIII 1. b. ii "Protection of Exclusive Rights"
- (6) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: HIRAKAWA Shigenori, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

免職処分

第1空挺団第3普通科大隊
3等陸曹 織田 恭生
自衛隊法第46条第1項第1号の規定により免職する。

令和7年4月15日
陸上自衛隊陸上総隊司令官
陸将 小林 弘樹

退職手当支給制限処分

(退職した者の氏名) 織田 恭生
(退職時の勤務官署) 陸上自衛隊習志野駐屯地
国家公務員退職手当法第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起すること

ができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和7年4月15日
陸上自衛隊習志野駐屯地
第1空挺団第3普通科大隊長
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

令和7年(家)第5006号

横浜市中区尾上町2丁目16番地1

申立人 横浜信用金庫

本籍愛媛県四国中央市土居町土居54番地1、最後の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田474番地1、死亡の場所神奈川県三浦市、死亡年月日令和6年9月6日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和47年8月14日、職業歯科医

被相続人 亡 長井 廉文

事務所神奈川県横須賀市日の出町1丁目8番地大和土地建物第3ビル5階

相続財産清算人 弁護士 角井 駿輔

催告期間満了日 令和7年10月28日

横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第231号

富山市窪新町4-45-3

申立人 岩井 悅子

本籍富山県富山市窪新町4番、最後の住所富山市窪新町4番45-3号、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和6年2月28日、出生の場所石川県河北郡宇ノ内町、出生年月日昭和19年9月16日、職業会社役員

被相続人 亡 岩井 親孝

富山市西田地方町2-6-10 山田・中山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山 敦雄

催告期間満了日 令和7年10月30日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第8029号

埼玉県さいたま市西区大字内野本郷1107番地7

申立人 大石 恵子

本籍石川県金沢市平和町3丁目340番地、最後の住所石川県金沢市平和町2丁目5番13号 県営住宅13棟202号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和28年6月10日、職業不明

被相続人 亡 阿部 礼子

事務所石川県金沢市矢木1丁目28番地 萩縫合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩瀬 大介

催告期間満了日 令和7年10月31日

金沢家庭裁判所

令和7年(家)第40012号

長野県安曇野市豊科南穂高4900番地

申立人 等々力久志

本籍青森県弘前市大字新岡字萩流110番地、最後の住所長野県松本市七嵐836番地、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所青森県中津軽郡岩木村、出生年月日昭和19年3月5日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 徹

事務所長野県塩尻市宗賀71-505タクトビル2階南小林毅法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 毅

催告期間満了日 令和7年11月7日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第30024号

静岡県静岡市葵区大岩町4番8

申立人 千和ハイツ管理組合法人

本籍梨県南巨摩郡南部町南部5915番地、最後の住所静岡県静岡市葵区大岩町4番8-1-201号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日平成31年3月1日、出生の場所ペルー国リマ県チヤンカイ郡ワヨ市、出生年月日昭和9年5月19日、職業不詳

被相続人 亡 諫訪こずえ

静岡県静岡市葵区馬場町43-1 静岡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 刚志

催告期間満了日 令和7年11月19日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第20023号

仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル3階 アスピダ法律事務所

申立人 太田 韶

本籍静岡県磐田市川袋1265番地、最後の住所静岡県袋井市袋井214番地の1 コーポ輝き203号室、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和6年4月27日、出生の場所静岡県磐田郡掛塚町、出生年月日昭和24年6月12日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 敏夫

仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル3階 アスピダ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 太田 韶

催告期間満了日 令和7年11月11日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和6年(家)第7865号

愛知県津島市立込町2丁目21

申立人 津島市長 日比 一昭

本籍愛知県津島市唐白町前南106番地、最後の住所愛知県津島市秋前町4丁目28番地1有料老人ホームドルトワールひだまり、死亡の場所愛知県弥富市、死亡年月日令和3年9月15日、出生の場所愛知県海部郡永和村、出生年月日昭和25年7月27日、職業不明

被相続人 亡 宇佐美喜民

事務所名古屋市東区東外堀町63番地 高野ビル4階A号室 野下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

催告期間満了日 令和7年11月13日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第4号

三重県津市桜橋3丁目399番地

申立人 三重県信用保証協会

本籍三重県伊賀市緑ヶ丘南町3894番地、最後の住所三重県伊賀市緑ヶ丘南町3885番地の1ユタカハイツ202、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所三重県上野市、出生年月日昭和22年9月17日、職業不明

被相続人 亡 豊住 勇治

事務所三重県名張市栄町2875番地

相続財産清算人 弁護士 大塚 耕二

催告期間満了日 令和7年10月31日

津家庭裁判所伊賀支部

令和6年(家)第81888号

大阪府枚方市渚南町19番3号

申立人 平野 昌且

本籍大阪府枚方市養父丘2丁目1296番地4、最後の住所大阪府枚方市養父丘2丁目7番97号、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所大阪府中河内郡布施町、出生年月日昭和8年3月1日、職業無職

被相続人 亡 木村満喜子

大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1号 あべのペルタ2階206号

相続財産清算人 弁護士 角谷洋一郎

催告期間満了日 令和7年11月25日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80213号

兵庫県宝塚市旭町1丁目12-5

申立人 田口 薫子

本籍愛媛県西予市三瓶町下泊939番地、最後の住所大阪府豊中市三和町4丁目11番12号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日令和5年6月13日、出生の場所愛媛県西宇和郡三島村、出生年月日昭和24年4月15日、職業不明

被相続人 亡 宮本 久光

大阪市中央区本町2丁目6番8号センバ・セントラルビル2階

相続財産清算人 弁護士 小坂 直義

催告期間満了日 令和7年11月25日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80324号

大阪市北区西天満1丁目2番5号大阪J Aビル13階

申立人 高橋 俊之

本籍大阪府大阪市淀川区十三東2丁目6番、最後の住所大阪市淀川区加島1丁目34番8号加寿苑、死亡の場所大阪府大阪市淀川区、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和18年2月18日、職業無職

被相続人 亡 森 郁江

大阪市中央区高麗橋1-5-14メゾンドール高麗橋605

相続財産清算人 弁護士 城之内太志

催告期間満了日 令和7年11月26日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第7029号

長野県須坂市大字須坂1528番地の1

申立人 須坂市長

本籍長野県須坂市大字小山1234番地2、最後の住所長野県須坂市大字小山1234番地の2、死亡の場所長野県須坂市、死亡年月日令和3年8月11日頃から20日頃までの間、出生の場所長野県須坂市、出生年月日昭和38年6月22日、職業不明

被相続人 亡 山際 裕

事務所長野市大字中御所166番地8 田中善助法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田中 良平

催告期間満了日 令和7年10月24日

長野家庭裁判所

令和7年(家)第7032号

長野県長野市居町56番地

申立人 飯田 貞

本籍長野県長野市川中島町原136番地5、最後の住所長野市川中島町原136番地5、死亡の場所長野市川中島町原136番地5、死亡年月日令和7年2月16日頃、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和36年7月21日、職業会社員

被相続人 亡 田中美智雄

長野市岡田町166-1森ビル新館8階-3

倉崎・小林法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 泰

催告期間満了日 令和7年10月27日

長野家庭裁判所

令和7年(家)第10025号

和歌山県田辺市中万呂383番地の1 203

申立人 丸山 千絵

本籍和歌山県田辺市中屋敷町4番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町富田1703番地成樹園、死亡の場所和歌山県西牟婁郡白浜町、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所和歌山県田辺市、出生年月日昭和21年5月19日、職業無職

被相続人 亡 廣田加代子

事務所和歌山県日高郡みなべ町芝377番地15

相続財産清算人 司法書士 井口 博文

催告期間満了日 令和7年10月23日

和歌山家庭裁判所田辺支部

令和6年(家)第37号

鹿児島県南さつま市知覧町6223番地1 弁護士法人れいめい総合法律事務所知覧事務所

申立人 木村 亮介

本籍鹿児島県南さつま市大浦町14990番地、最後の住所鹿児島県南さつま市大浦町14990番地、死亡の場所鹿児島県南さつま市、死亡年月日令和5年6月21日頃から30日頃までの間、出生の場所鹿児島県川辺郡大浦村、出生年月日昭和32年12月9日、職業不明

被相続人 亡 下前 守

事務所鹿児島市山下町8-11池江ビル202ひびき総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本多 剛

催告期間満了日 令和7年10月27日

鹿児島家庭裁判所知覧支部

令和7年(家)第196号

青森市長島2丁目12番6号山田・井戸川法律事務所

申立人 井戸川亮一

本籍北海道登別市常盤町1丁目8番地1、最後の住所青森市大字新城字山田488番地1、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和6年5月12日、出生の場所青森県東津軽郡浜館村、出生年月日昭和22年3月14日、職業無職

被相続人 亡 小林百合子

事務所青森市長島2丁目12番6号山田・井戸川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井戸川亮一

催告期間満了日 令和7年11月14日

青森家庭裁判所

令和7年(家)第9011号

秋田県由利本荘市御門265番地1 工藤司法書士事務所

申立人 工藤 亨

本籍秋田県由利本荘市矢島町坂之下字上八塩沢35番地、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2、死亡の場所秋田県由利本荘市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所秋田県由利郡矢島町、出生年月日昭和33年2月27日、職業不詳

被相続人 亡 佐藤智佐子

秋田県由利本荘市御門265番地1 工藤司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 工藤 亨

催告期間満了日 令和7年11月6日

秋田家庭裁判所本荘支部

令和7年(家)第190号

茨城県日立市神峰町1丁目2番15号甲南ビル2階近藤法律事務所

申立人 近藤 譲之

本籍茨城県日立市河原子町2丁目236番地、最後の住所茨城県日立市河原子町2丁目12番6号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所茨城県常陸太田市、出生年月日昭和30年4月13日、職業無職

被相続人 亡 成田 篤子

茨城県日立市神峰町1丁目2番15号甲南ビル2階近藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 譲之

催告期間満了日 令和7年10月31日

水戸家庭裁判所日立支部

令和7年(家)第6009号
群馬県桐生市織姫町1番1号
申立人 桐生市 代表者市長 荒木 恵司
本籍群馬県桐生市堤町2丁目2445番地4、最後の住所群馬県桐生市相生町2丁目255番地の6、死亡の場所群馬県みどり市、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和34年4月28日、職業無職被相続人 亡 北爪 時雄
事務所群馬県伊勢崎市上泉町175番地1 大木ビル2階
相続財産清算人 司法書士 大木 淳浩
催告期間満了日 令和7年10月27日
前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第87号
埼玉県深谷市上野台2392番地2
申立人 羽倉 宏子
本籍埼玉県熊谷市上須戸878番地、最後の住所埼玉県熊谷市上恩田514番地2ながい寮、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所埼玉県大里郡妻沼町、出生年月日昭和37年12月27日、職業無職被相続人 亡 滋澤 勇
事務所埼玉県熊谷市宮町2丁目174番地3島山ビル2階 井野和幸法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井野 和幸
催告期間満了日 令和7年10月31日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第108号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍埼玉県熊谷市拾六間823番地22、最後の住所埼玉県熊谷市拾六間823番地22、死亡の場所埼玉県行田市、死亡年月日令和5年11月23日、出生の場所茨城県石岡市、出生年月日昭和47年1月26日、職業不明
被相続人 亡 川島 和典
事務所埼玉県熊谷市宮町2丁目174番地3島山ビル3階 矢部喜明法律事務所
相続財産清算人 弁護士 矢部 喜明
催告期間満了日 令和7年10月31日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第30067号
千葉県船橋市高野台3丁目24番8号
申立人 松瀬 一恵
本籍千葉県船橋市宮本7丁目686番地、最後の住所千葉県松戸市上本郷4466番地めいと松戸、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和6年5月1日、出生の場所兵庫県神戸市湊東区、出生年月日昭和7年3月3日、職業無職
被相続人 亡 酒井 富枝
事務所千葉県野田市山崎1687グランテージ106 野田けやき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松澤 英司
催告期間満了日 令和7年11月21日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第90131号
埼玉県狭山市大字下奥富531番地の2 803
申立人 黒田 昌子
本籍東京都八王子市大和田町3丁目2番、最後の住所東京都日野市南平6丁目23番地の13M Yリバーサイド201、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日平成28年6月19日、出生の場所北海道空知郡滝川町、出生年月日昭和31年8月16日、職業不明
被相続人 亡 高山 建治
事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人ENISHI
相続財産清算人 弁護士 永淵 慎
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90188号
東京都西東京市ひばりが丘北3丁目3番23号
申立人 株式会社エムエスケイサービス
本籍東京都東村山市廻田町1丁目1番地2、最後の住所東京都東村山市廻田町1丁目1番地2 武蔵野サンハイツ東村山102号、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和6年5月7日、出生の場所富山県氷見郡宮田村、出生年月日昭和22年11月13日、職業無職
被相続人 亡 前田 正明
事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人ENISHI
相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介
催告期間満了日 令和7年10月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90195号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町52-1-314
申立人 小林 温子
本籍東京都中野区上鷺宮4丁目698番地、最後の住所東京都八王子市長沼町769番地3ALBA八王子長沼町102号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和6年12月11日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和37年1月23日、職業無職
被相続人 亡 竹田 麻美
事務所東京都新宿区新宿2丁目1番5号パークサイドスクエア4階 御苑前総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松木 弓子
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第35号
神奈川県相模原市緑区城山4丁目2番14号グランデュールメイトM202号室
申立人 宮寄 樹来
本籍山梨県上野原市大曾根352番、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所神奈川県相模原市緑区、死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所山梨県北都留郡大鶴村、出生年月日昭和15年5月7日、職業不明
被相続人 亡 佐々木良造
山梨県甲府市北口1丁目1番8号 甲府北口ビル古屋法律会計事務所
相続財産清算人 弁護士 古屋 俊仁
催告期間満了日 令和7年11月20日
甲府家庭裁判所都留支部

令和7年(家)第4006号
東京都立川市幸町2丁目2番地の1 西けやき台団地8棟401号
申立人 須田 久則
本籍静岡県賀茂郡西伊豆町中572番地1、最後の住所静岡県賀茂郡松崎町江奈157番地才リブ、死亡の場所静岡県賀茂郡松崎町、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所静岡県賀茂郡仁科村、出生年月日昭和24年8月12日、職業無職
被相続人 亡 須田 充男
静岡県下田市旧岡方村703番地3 伊豆下田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 篠崎 元貴
催告期間満了日 令和7年11月1日
静岡家庭裁判所下田支部

令和7年(家)第2027号
愛知県豊橋市今橋町1番地
申立人 豊橋市長 長坂 尚登
本籍愛知県豊橋市北山町字東浦10番地8、最後の住所愛知県豊橋市向草間町字向中18番地の2、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日推定令和5年1月12日、出生の場所岩手県水沢市、出生年月日昭和21年6月18日、職業不明
被相続人 亡 小野寺義雄
愛知県豊橋市中岩田1丁目15番地19 2階 いわた法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊東 正裕
催告期間満了日 令和7年10月26日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第217号
石川県金沢市広岡2丁目12番6号
申立人 株式会社北國銀行
代表者代表取締役 杉村 修司
申立人手続代理人弁護士 岡田 進
本籍京都市伏見区竹田桶ノ井町82番地、最後の住所京都市伏見区深草鞍ヶ谷41番地の1、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和43年1月21日、職業会社役員
被相続人 亡 大川 孝司
事務所京都市中京区両替町通丸太町下ル船越メディカルビル2階 知命法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中田 良成
催告期間満了日 令和7年10月30日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第325号
京都市北区小山下花ノ木町44番地1
申立人 藤井 伸樹
本籍大阪市港区八幡屋3丁目5番地、最後の住所京都府木津川市山城町上猶小杉谷7番地社会福祉法人相楽福祉会みこま相朋舎、死亡の場所京都府城陽市、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所京都府相楽郡木津町、出生年月日昭和36年9月21日、職業不明
被相続人 亡 辻 繁
事務所京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町541泰宏ビル 弁護士法人小西綜合
相続財産清算人 弁護士 岡本 徳大
催告期間満了日 令和7年10月30日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第4041号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍大阪府堺市堺区石津町4丁1442番地、最後の住所大阪府堺市南区赤坂台6丁14番2-208号、死亡の場所大阪府和泉市、死亡年月日令和6年4月11日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和28年12月22日、職業不明
被相続人 亡 上田 幸弘
事務所大阪府堺市堺区中瓦町1-1-21堺東八幸ビル5階
相続財産清算人 弁護士 西村 陽子
催告期間満了日 令和7年11月10日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第89号
神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
申立人 株式会社みなと銀行
本籍兵庫県たつの市揖保町東用287番地3、最後の住所兵庫県たつの市揖保町東用287番地3、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和5年11月13日、出生の場所兵庫県揖保郡揖保村、出生年月日昭和26年1月3日、職業個人事業主
被相続人 亡 西岡 謹一
兵庫県姫路市南駅前町100番地 パラシオ第2ビル 弁護士法人レクシード
相続財産清算人 弁護士 花房 裕志
催告期間満了日 令和7年10月31日
神戸家庭裁判所龍野支部

令和7年(家)第90号
神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
申立人 株式会社みなと銀行
本籍兵庫県佐用郡佐用町佐用1630番地6、最後の住所兵庫県佐用郡佐用町佐用1630番地6グリーンヒル松ヶ鼻506号室、死亡の場所兵庫県赤穂市、死亡年月日令和6年3月6日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和46年10月5日、職業会社役員
被相続人 亡 岡田 正春
兵庫県姫路市北条宮の町392番地 弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菊井 豊
催告期間満了日 令和7年10月31日
神戸家庭裁判所龍野支部

令和7年(家)第5028号
岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県倉敷市稻荷町5番、最後の住所岡山県倉敷市西中新田230番地11、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日推定令和6年2月25日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和26年9月11日、職業不明
被相続人 亡 塚岡 昭義
岡山県倉敷市川西町3番15号第一オフィス
相続財産清算人 司法書士 大熊 恵子
催告期間満了日 令和7年10月31日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第7016号
山口県光市光井1丁目15番7号
申立人 丸久久美子
本籍山口県周南市大字船島247番地、最後の住所山口県岩国市周東町下久原1086番地、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日令和5年12月17日、出生の場所山口県山口市、出生年月日昭和26年5月31日、職業会社役員
被相続人 亡 高松 安紀
山口県周南市岐山通2丁目15番地
相続財産清算人 司法書士 佐野 直子
催告期間満了日 令和7年10月31日
山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第68号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍香川県東かがわ市三本松264番地1、最後の住所香川県東かがわ市三本松1989番地33、死亡の場所香川県木田郡三木町、死亡年月日令和5年12月24日、出生の場所香川県大川郡大内町、出生年月日昭和40年11月19日、職業不明
被相続人 亡 横井 裕
香川県高松市錦町1-23-13 大平昇法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大平 昇
催告期間満了日 令和7年10月31日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第33号
兵庫県神戸市灘区八幡町4丁目8番6-101号
申立人 鈴木 善盛
本籍愛媛県松山市港山町1920番地1、最後の住所愛媛県松山市ひばりヶ丘1番23号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和6年11月8日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和30年2月22日、職業無職
被相続人 亡 森崎 隆
事務所愛媛県松山市三番町5-7-2 オフィスM2階 信城法律事務所
相続財産清算人 弁護士 信田 昌城
催告期間満了日 令和7年11月25日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第167号
宮崎県延岡市東本小路2番地1
申立人 延岡市
本籍宮崎県延岡市塩浜町3丁目1769番地31、最後の住所宮崎県延岡市塩浜町3丁目1769番地31、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日推定令和4年2月1日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和40年2月16日、職業不詳
被相続人 亡 高野瀬茂和
宮崎県延岡市野地町6丁目5415番地 野地ビッグサイトE号
相続財産清算人 司法書士 引田 敏彦
催告期間満了日 令和7年11月7日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和6年(家)第173号
鹿児島県鹿屋市串良町有里3099番地3
申立人 株式会社アニミズム
本籍鹿児島県鹿屋市串良町有里3097番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市寿5丁目5番3号、死亡の場所鹿児島県鹿屋市、死亡年月日令和4年12月3日、出生の場所鹿児島県肝属郡西串良村、出生年月日昭和6年3月21日、職業無職
被相続人 亡 坂元 繽
事務所鹿児島県曾於市大隅町岩川5669番地1 オリーブ司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 新丸 和博
催告期間満了日 令和7年10月31日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和7年(家)第30028号
仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
申立人 仙台市
本籍仙台市宮城野区白鳥2丁目164番地36、最後の住所仙台市宮城野区白鳥2丁目10番16号、死亡の場所仙台市宮城野区、死亡年月日令和4年9月28日、出生の場所仙台市、出生年月日昭和37年8月9日、職業無職
被相続人 亡 橋本美智子
仙台市青葉区一番町1丁目17番20号 グランドメゾン片平4階 氏家和男法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北爪 賀章
催告期間満了日 令和7年11月21日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第20008号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
国籍ブラジル連邦共和国、最後の住所栃木県小山市大字犬塚830番地35、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2019年9月30日、出生の場所不明、出生年月日西暦1988年2月22日、職業不明
被相続人 亡 清田ウゴ、K I Y O T A H U G Oこと キヨタウゴ
栃木県小山市八幡町1丁目2番6号山内法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山内 亮二
催告期間満了日 令和7年10月28日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和6年(家)第30195号
千葉県香取市みずほ台3丁目1-230
申立人 櫻井 千晴
本籍千葉県成田市小野774番地1、最後の住所千葉県成田市小野774番地1、死亡の場所千葉県印西市、死亡年月日平成28年2月21日、出生の場所千葉県香取郡大須賀村、出生年月日昭和7年1月1日、職業無職
被相続人 亡 櫻井 靖也
事務所千葉県成田市囲護台1丁目4番3号 フィールドホーム第4ビル4階 村田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村田由里子
催告期間満了日 令和7年11月26日
千葉家庭裁判所佐倉支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をするとともに有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(火)第1号

岐阜県美濃市曾代66番地
申立人 株式会社東海化成
代表者代表取締役 景山 昌治
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月10日
令和7年3月24日 津島簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 YJ 001344
金額 120,736円

支払期日 令和7年3月31日
支払地 愛知県愛西市

支払場所 いちい信用金庫佐屋支店
振出日 令和6年12月31日

振出地 愛知県愛西市
振出人 株式会社イケックス。 代表取締役
池口 武徳

受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(火)第1号

岡山県津市川崎641番地
申立人 株式会社小原産業
代表者代表取締役 小原 健司
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月2日
令和7年3月19日 津山簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B B24551

金額 1,000,000円
支払期日 令和7年3月31日

支払地 岡山県勝田郡勝央町

支払場所 株式会社中国銀行勝間田支店

振出日 令和7年1月31日

振出地 岡山県勝田郡勝央町勝間田

振出人 佐藤建設株式会社 代表取締役 佐藤
公泰

受取人 白地

最終所持人 申立人

(2)手形番号 B B24552

金額 94,258円

支払期日 令和7年3月31日

振出日 令和7年1月31日

(2)の約束手形の受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第2047号

札幌市中央区南1条西9丁目1番地15井門札幌S109ビル5階きたあかり法律事務所

申立人 皆川 洋美

本籍北海道札幌市中央区南19条西8丁目607番地、最後の住所札幌市南区川沿1条2丁目7番6-507号

不在者 竹中登志雄

昭和10年8月11日生

届出期間満了日 令和7年8月15日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第2号

岩手県遠野市宮守町達曾部29地割14番地3

申立人 多田 慎子

本籍岩手県遠野市宮守町達曾部29地割14番地3、最後の住所東京都足立区綾瀬5丁目18番6-202号

不在者 多田 久一

昭和36年5月12日生

届出期間満了日 令和7年7月24日

盛岡家庭裁判所遠野支部

令和6年(家)第692号

千葉県市川市八幡2丁目14番14号土谷ビル3階本八幡朝陽法律事務所

申立人 鴨下 智法

本籍愛知県名古屋市南区鳴浜町1丁目37番地、最後の住所大阪府大阪市大正区泉尾3丁目2番3号

不在者 細野 昭吉

昭和24年10月28日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家)第7251号

東京都中野区野方6丁目48番7号

申立人 三須 和代

国籍アメリカ合衆国(日本国籍喪失時の本籍東京都品川区大井二丁目三千九百五十八番地)、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳

不在者 梅澤 静枝

西暦1927年3月14日生

届出期間満了日 令和7年7月28日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第7252号

東京都中野区野方6丁目48番7号

申立人 三須 和代

本籍東京都品川区大井2丁目3958番地、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳

不在者 梅澤ラツキ

昭和25年9月10日生

届出期間満了日 令和7年7月28日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第190号

本籍東京都青梅市今寺4丁目22番地3、最後の住所千葉県習志野市花咲2丁目15番28号

不在者 加藤 福子

昭和11年7月20日生

令和7年3月18日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第182号

本籍神奈川県鎌倉市常盤603番地、最後の住所神奈川県逗子市新宿2丁目4番8号

不在者 西田 一雄

昭和56年8月4日生

令和7年3月20日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

令和6年(家)第35号

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町白田495番地、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町白田480番地の2

不在者 横山 和浩

昭和38年9月10日生

令和7年3月22日失踪宣告審判確定

静岡家庭裁判所下田支部裁判所書記官

令和6年(家)第981号

本籍京都府京都市北区鞍馬口通寺町東入上善寺門前町328番地、最後の住所京都市北区紫竹上園生町26番地の4

不在者 平本 祥三

昭和23年2月3日生

令和7年3月22日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2677号

本籍香川県綾歌郡綾川町牛川36番地3、最後の住所大阪府池田市豊島北1丁目2番27号

不在者 赤瀬 直美

昭和25年3月6日生

令和7年3月22日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(火)第213号

川崎市多摩区西生田2丁目9番3号

債務者 株式会社童

代表者代表清算人 高崎 敬之

1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸

4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時50分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(火)第418号

東京都八王子市下柚木1908番地9

債務者 株式会社STAR DAST JAPAN

代表者代表取締役 根津 研一

1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 秦 英準

4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第563号 横浜市港北区新吉田町5592番地1 債務者 株式会社GENKI 代表者代表取締役 木村 元気 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲村 育雄 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時50分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第537号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東1丁目8番17号 債務者 株式会社インターファイブ 代表者代表取締役 豊田 譲 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 早織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部	3 破産管財人 弁護士 西本 雄毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 理史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時 大津地方裁判所民事部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間			
令和6年(フ)第688号 神奈川県小田原市柏山906 債務者 株式会社フードワン 代表者代表取締役 野頬 真二 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 逸人 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第60号 徳島県吉野川市山川町堤外20番地1 債務者 株式会社スタンス 代表者代表取締役 鎌倉 正光 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴谷 亮 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時15分 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川上 賢正 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 理史 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時 大津地方裁判所民事部
免責意見申述期間			
令和7年(フ)第393号 福岡県宗像市自由ヶ丘7丁目21番地16ヒルトップ11A-4号室 債務者 株式会社S・T E C・E 代表者代表取締役 江藤 広之 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西依 雅広 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第75号 大津市唐崎1丁目31番32号 大川プラザ4号館 債務者 株式会社アプロ 代表者代表取締役 後藤 健太 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 優 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 秀生 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月6日まで 2 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大津地方裁判所民事部
免責意見申述期間			
令和7年(フ)第95号 福岡市南区三宅1丁目1番6-201号 債務者 株式会社エスケイジ 代表者代表取締役 御船 隆幸 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍋嶋 隆志 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第45号 愛知県半田市乙川源内林町2丁目21番地の1 債務者 有限会社神企画 代表者代表取締役 神 陽一 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 稔 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時50分 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 秀生 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時10分 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月16日まで 2 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
免責意見申述期間			
令和7年(フ)第134号 神奈川県足柄下郡箱根町宮城野571番地 債務者 勝俣 弘樹 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 浩 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 貢産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第60号 滋賀県草津市馬場町207番地40 債務者 株式会社カードックオオニシ 代表者代表取締役 大西 光政 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 浩 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 貢産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年6月16日まで 2 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
免責意見申述期間			

令和7年(フ)第149号 福岡市博多区東那珂1丁目15番10—402号 第33川崎ビル 債務者 鈴木 健太 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 恭輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 俊明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所三次支部
令和7年(フ)第399号 福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘6丁目4番7号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵850番地1 レオパレスGenius U1 106号 債務者 津川真由美 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久間 孝平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中内 大河 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第487号 福岡市東区舞松原6丁目16番5号 サンティール舞松原C棟103号 債務者 山下 俊弘 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸本 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西依 雅広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡部 雄介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 恵巳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第495号 福岡県大野城市下大利団地15番305号 債務者 朝長 美桜 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 香奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒沼 有紗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 韓 檢治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸谷 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 鈴鹿地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第219号 福岡市博多区石城町7番9—601号 グランフォーレ博多ウォーターフロント 債務者 守屋 将規(旧姓福村)	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 銀嶋 隆志	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 大介	1 決定年月日時 令和7年6月26日午前11時15分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 美智子

令和6年(フ)第121号 岩手県北上市芳町9番24号 債務者 小野寺武道 1 決定年月日時 令和7年4月4日前10時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠原 亜希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所田川支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第46号 愛知県北設楽郡東栄町大字下田字市場15番地、従前の住所愛知県半田市乙川源内林町2丁目21番地の1 債務者 神 陽一 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 稔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日前1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第16号 岩手県北上市村崎野13地割142番地38 コヨハイツ101号 債務者 菅原 涼 1 決定年月日時 令和7年4月4日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神木 篤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	1 決定年月日時 令和7年4月4日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 慶祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日時 令和7年4月4日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古野裕衣子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第883号 大阪府東大阪市菱屋西4丁目5番12号 債務者 池 正之助 1 決定年月日時 令和7年4月4日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西本 雄毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2399号 福岡市南区大楠1丁目15番22-505号 ピュアドーム高宮イースト 債務者 上田聰一郎 1 決定年月日時 令和7年4月4日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 安夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日前5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 益司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月4日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 瑛史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第888号 大阪市生野区中川6丁目13番8号 太平ハイツ401号 債務者 大原成和こと 姜 成和 1 決定年月日時 令和7年4月4日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 雅貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第166号 福岡市博多区千代1丁目16番16号 債務者 西島 潔 1 決定年月日時 令和7年4月4日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 絵里香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日前4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日向 誓子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第59号 福井県丹生郡越前町柄川第37号8番地3 債務者 前田 晃陽 1 決定年月日時 令和7年4月3日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峯金 克弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第12号 福岡県田川郡糸田町1028番地 3-4号 債務者 那賀 美奈	1 決定年月日時 令和7年4月4日前5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須賀田宗敬	1 決定年月日時 令和7年4月4日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 哲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	

令和7年(フ)第34号	金沢市諸江町下丁454番地2 債務者 長尾 勝彦 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 数磨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第49号	愛知県豊橋市賀茂町字出口62番地 債務者 松井 薫志 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚公美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第15号	長崎県長崎市小ヶ倉町1丁目316番地、旧住所長崎県長崎市茂木町1590番地104 債務者 濱崎 清香(旧姓川崎) 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大坪 孝聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第218号	札幌市西区琴似2条5丁目3番1-404号 債務者 大倉 尚久 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 實重 洋祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第31号	山口県宇部市西平原1丁目4番11号 債務者 石田 寛人 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 華山 仁成

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時30分	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前野 雅敬 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第32号	山口県宇部市西平原1丁目4番11号 債務者 Sunny Terraceこと 石田 有希子(旧姓上原) 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 華山 仁成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第34号	山口県美祢市伊佐町伊佐4005番地5 債務者 小川 芳実 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 琢治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第82号	和歌山県紀の川市藤崎379番地6 債務者 田畠 佳代 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北野 栄作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第51号	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町4丁目20番地 債務者 香山 勇二 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 笠磨 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第443号	さいたま市見沼区春野2丁目4番1-501号、 旧住所さいたま市見沼区春岡3丁目4番地13 債務者 日高 紗江
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
2 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで	2 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで	4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第27号	秋田市牛島西2丁目19番13号 サンシティ華菜A-10 債務者 佐藤 知之 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第30号	秋田市寺内字三千刈76 ロイヤル三千刈B-1 201、住民票上の住所秋田市八橋本町6丁目6番7号 債務者 清水 一美 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第33号	秋田市飯島字葉篠田170番地4 債務者 氏家 理央 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第34号	仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目19番13号 旭ヶ丘グリーンハイツ101 債務者 嶋田 隆 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第324号	仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目19番13号 旭ヶ丘グリーンハイツ101 債務者 嶋田 隆 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第18号	秋田市上北手小山田字桜田291番地 債務者 今野 翔矢 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第18号	秋田市上北手小山田字桜田291番地 債務者 今野 翔矢 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第39号	秋田市大住1丁目10番1-403号 債務者 佐藤ひとみ 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第44号 秋田市泉中央3丁目8番17号 ブルージュ泉 202 債務者 畠山 楓芽 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第16号 奈良県生駒市小明町915番地5 テラスハウ スリーリエ 1 債務者 西谷 幸司 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第48号 秋田市下北手松崎字大巻26番地207 債務者 田村 直美 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第76号 岡山市南区豊成3丁目1番26号 ラフィネ ヴィラ豊成301 債務者 影山 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第33号 茨城県筑西市松原3458番地2 債務者 川崎 龍次 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所下妻支部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第10号 秋田県大館市比内町扇田字上扇田14番地2、 借入時の住所秋田県大館市城西町9番13-2 号 ひかり103 債務者 和雫屋一ななやーこと 成田 奈々 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第58号 茨城県坂東市岩井4276番地5 ミドリコーポ 11 303号室 債務者 間中 啓一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所下妻支部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第12号 秋田県大館市字観音堂609番地 サニーヒル ズE 204号室 債務者 佐藤 恵実 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第115号 川崎市多摩区南生田4丁目3番8号 ビュー テラス南生田 101 債務者 根岸 香織	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所姫路支部	

令和7年(フ)第21号	秋田県大仙市大曲船場町2丁目4番5号 船場町市営住宅2-15号 債務者 伊藤 高明
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 秋田地方裁判所大曲支部	
令和7年(フ)第158号	東京都立川市富士見町5丁目12番2号グリーン館富士見205号 債務者 宇田川貴之
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第294号	東京都日野市日野台5丁目3番地の1メゾン・ド・ノア日野台301 債務者 當眞 千春
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第415号	東京都八王子市大和田町1丁目1番9-408号都営大和田アパート 債務者 秋山 直美
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	

令和7年(フ)第535号	横浜市旭区上白根町891番地 西ひかりが丘団地20街区7棟302号 債務者 藤原喜美子
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第27号	山梨県南アルプス市加賀美2908番地3 債務者 仲 敬之
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	
令和7年(フ)第43号	山梨県甲府市青沼1丁目9番7号 債務者 山田 清智
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	
令和7年(フ)第55号	山梨県甲府市酒折1丁目16番15号 ハイツ丸山1-C、前住所山梨県甲府市城東2丁目15番2号 債務者 有泉 千春
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	
令和7年(フ)第79号	岐阜市今嶺1丁目22番5-103号(高要コボ) 債務者 宮部 雄哉
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第535号	横浜市旭区上白根町891番地 西ひかりが丘団地20街区7棟302号 債務者 藤原喜美子
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 岐阜地方裁判所	
令和7年(フ)第25号	三重県鈴鹿市東玉垣町1280番地の1 レオパレスわだち205、前住所静岡県富士宮市三園平1072番地の3 ガリバー王国313 債務者 五十嵐俊介
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 津地方裁判所	
令和7年(フ)第72号	三重県四日市市大字茂福568番地2 債務者 兼島 和代
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	
令和7年(フ)第73号	三重県桑名市大字島田585番地 債務者 福本 一夫
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	
令和7年(フ)第80号	三重県四日市市日永西3丁目20番26号 第2グランドールA-101 債務者 館田奈保美
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	
令和7年(フ)第38号	奈良県大和高田市甘田町2番1号 債務者 森 真佐代
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	
令和7年(フ)第40号	鳥取県鳥取市滝山422番地6 ビレッジハウス滝山4-108号、旧住所鳥取県鳥取市南吉方2丁目63番地 ハイツ千代103号 債務者 福田 真弓
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 鳥取地方裁判所民事部	

<p>令和7年(フ)第44号 烏取県鳥取市興南町170番地 トヨサキハイツ103号、旧住所所栃木県日光市上鉢石町1300番地 ひこばえ寮33号室 傾債務者 諸橋 弘 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 鳥取地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第87号 宮崎市大字浮田1664番地3、前住所宮崎市大工3丁目195番地1 傾債務者 衣笠 久夫 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第490号 東京都昭島市中神町1172番地2ラ・プロヴァンス301号 傾債務者 浅野 博一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第637号 大阪府吹田市高野台1丁目2番3-210号 傾債務者 向井やつみ 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第37号 広島県福山市引野町3丁目10番12号 ホーブスター雅A101 傾債務者 囲碁屋樹こと 長沼 正樹 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p>	<p>令和7年(フ)第246号 東京都八王子市館町1097番地館ヶ丘団地1-10-507 傾債務者 武田 悠太 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第498号 東京都稻城市平尾1丁目33番地の3平尾グリーンハイツ201 傾債務者 今井 正志 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第747号 大阪府吹田市岸部北2丁目3番B4-807号 傾債務者 栗原 聖子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第31号 徳島県徳島市春日3丁目1番1-306号 プリマベーラ 傾債務者 若木 一馬 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第456号 東京都八王子市追分町17番10号第7宮田追分マンション505号 傾債務者 土居 摩咲 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第334号 大阪府豊中市豊南町南3丁目10番13号 傾債務者 平野 克人 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第842号 大阪市住吉区我孫子東2丁目4番16号 コーポエクセルパートⅡ 2C号、前住所大阪市住吉区苅田9丁目14番7-701 傾債務者 富永 津多 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第60号 愛媛県松山市竹原3丁目8番22号 マシェイユ竹原203号 傾債務者 窪田 千晶 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第475号 東京都青梅市師岡町3丁目18番地の6 傾債務者 長谷見将吾 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第604号 大阪市城東区放出西1丁目7番11号 ライフパートナー城東 傾債務者 竹田 清 法定代理人補助人 あい特定非営利活動法人 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1114号 大阪府八尾市桜ヶ丘4丁目50番地の1 ルシェリア桜ヶ丘101号 傾債務者 東尾 敬子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第44号 烏取県鳥取市興南町170番地 トヨサキハイツ103号、旧住所所栃木県日光市上鉢石町1300番地 ひこばえ寮33号室 傾債務者 諸橋 弘 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 松山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第246号 東京都八王子市館町1097番地館ヶ丘団地1-10-507 傾債務者 武田 悠太 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第498号 東京都稻城市平尾1丁目33番地の3平尾グリーンハイツ201 傾債務者 今井 正志 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第747号 大阪府吹田市岸部北2丁目3番B4-807号 傾債務者 栗原 聖子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>

令和7年(フ)第1154号 大阪市福島区玉川3丁目9番14-205号 債務者 濑野 晃一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 金沢地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続廃止			
令和6年(フ)第1917号			
大阪府東大阪市渋川町1丁目8番15号英山方 破産者 合同会社ダイヒートテック 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部			
破産手続廃止及び免責許可決定			
令和6年(フ)第1918号			
大阪府東大阪市渋川町1丁目8番15号 英山方、前住所大阪市平野区加美東1丁目7番10号 メルヴェイユー 301号 破産者 渡辺 大 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部			
令和6年(フ)第1876号			
福岡市東区馬出5丁目13番1号 破産者 梅津 裕一 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部			
令和6年(フ)第84号			
徳島県板野郡藍住町住吉字江端12番地 破産者 清水 由衣 1 決定年月日 令和7年4月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部			
令和7年(フ)第115号			
大阪市西区北堀江1丁目22番19-806号 債務者 樋口 優菜 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。			
令和7年(フ)第46号			
金沢市もりの里3丁目284番地 ウィルコートM1 B号、従前の住所金沢市土清水2丁目40番地 債務者 平戸 翔			
令和6年(フ)第118号			
神戸市垂水区多聞台3丁目18番第C27号棟第103号、住民票上の住所神戸市垂水区千代が丘1丁目8番11-6号 債務者 引頭 俊之			
令和7年(フ)第754号			
大阪市西区北堀江1丁目22番19-806号 債務者 樋口 優菜 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。			

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第13号
宮崎県北諸県郡三股町稗田22番地15
破産者 平野 大助
1 決定年月日 令和7年4月7日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第2163号
福岡県古賀市千鳥6丁目27番18号
破産者 永見 桂子
1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
2 一般調査期日 令和7年5月20日午後4時30分
令和7年3月28日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2128号
福岡市城南区東油山3丁目4番105号 油山団地
破産者 渡邊 哲
1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
2 一般調査期日 令和7年5月14日午前10時30分
令和7年3月28日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1085号
堺市美原区小寺756番地
破産者 株式会社トライアル
1 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
2 一般調査期日 令和7年6月26日午前10時
令和7年4月4日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和5年(フ)第1528号
福岡市南区高宮2丁目15番12-203号 パークホームズ高宮2丁目
破産者 長町 浩二
異議申述期間 令和7年5月26日まで
令和7年3月28日
福岡地方裁判所第4民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和6年(フ)第195号
千葉県四街道市めいわ2丁目6番30号、住民票上の住所千葉県四街道市旭ヶ丘2丁目11番3号
破産者 磯貝 浩資
免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
令和7年4月7日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第1884号
東京都小平市花小金井1丁目8番2-511号
破産者 園原 稔
免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
令和7年4月7日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第5号
千葉県松戸市栗山153
清算株式会社 株式会社テイク4 INTERNATIONAL
1 決定年月日 令和7年4月1日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

令和6年(ヒ)第16号
岡山市北区高松319番地1
清算株式会社 株式会社かわせみ
1 決定年月日 令和7年4月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第3民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和6年(再)第27号
千葉県船橋市習志野台4丁目45番15-302号
再生債務者 篠崎 文貴
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日
付け再生債務者提出の再生計画案
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会
(1) 期日 令和7年5月27日午後3時
(2) 会議の目的 再生計画案の決議

4 書面投票期間 令和7年5月19日まで

5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年5月13日

令和7年4月3日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和5年(再)第17号
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号(開始決定時の本店所在地: 東京都中央区日本橋人形町2丁目14番6号セルバ人形町ビル2階)
再生債務者 スマートスキャン株式会社
1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨 再生計画の遂行
令和7年4月3日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第56号
名古屋市中村区名駅2丁目41番25号 シティコーポ名駅503
再生債務者 川瀬 雅大
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第65号
名古屋市北区如意1丁目151番地の3
再生債務者 山之内拓耶
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月13日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再)第12号
山口県柳井市古開作1162番地14
再生債務者 今宮 満生
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和7年(再)第1号
山口県岩国市旭町2丁目11番45号
再生債務者 村本 祐斗
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和6年(再)第342号
福岡市中央区清川2丁目6番4-1005号 パルティール渡邉通
再生債務者 法村奈々央
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月9日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再)第51号
札幌市中央区南8条西10丁目1035番地7 高清館オリシス402号
再生債務者 古谷 竜一
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第8号
岐阜県羽島郡笠松町長池267番地の1
再生債務者 赤塚 宏子
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで
岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第7号 長崎県長崎市茂木町1590番地124 再生債務者 中本 �剛 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第22号 福岡地方裁判所第4民事部 大坂府池田市石橋4丁目20番12号 再生債務者 田村ひかる 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第5号 熊本県山鹿市鹿本町下高橋158番地2—2 ロイヤル21A203 再生債務者 宮原 孝嘉 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係	令和7年（再イ）第22号 大阪地方裁判所第6民事部 東京都羽村市川崎2丁目5番13号サンテシャルム204 再生債務者 横井 健太 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第25号 岡山市中区山崎183番地10 再生債務者 信江 秀雄 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第73号 大阪府茨木市真砂2丁目6番5号 セゾンボナール 307号 再生債務者 藏人 祐太 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第19号 東京都町田市南大谷1丁目44番20号 再生債務者 長山 典寛 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第14号 岩手県奥州市水沢佐倉河字東高山235番地6 再生債務者 松戸智嘉雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで 令和7年4月4日 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年（再イ）第28号 岡山市南区福富東2丁目24番3号 再生債務者 山下 裕子 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年（再イ）第49号 和歌山市楠見中302番地5 再生債務者 隅藏 成浩 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第10号 静岡県浜松市天竜区山東1575番地の1 再生債務者 褒田 正巳 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年（再イ）第42号 群馬県渋川市有馬1034番地4 再生債務者 野坂 操 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで 令和7年4月4日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第8号 和歌山市鳴神688番地17 再生債務者 南方 停杜 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第5号 山口県宇部市大字船木4696番地8 再生債務者 藤岡 将大 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第13号 静岡県袋井市松原1173番地の1 再生債務者 高木 智彦 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年（再イ）第79号 埼玉県春日部市大沼4丁目75番地2 サンクタス春日部321号 再生債務者 猪狩 勝巳 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで 令和7年4月4日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和6年（再イ）第300号 福岡市中央区高砂2丁目12番29号 エステート高砂301 再生債務者 小林 和三 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第60号 大阪府摂津市鳥飼中3丁目6番15号 再生債務者 廣中 渡 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで 山口地方裁判所宇部支部		

令和6年(再イ)第86号 東京都町田市小山町1199番地7 再生債務者 吉留 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月7日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第6号 熊本県山鹿市杉672番地1 フラットコート山鹿B102、旧住所熊本県山鹿市鹿本町来民1644番地1 ライフステージ鹿本B棟205号 再生債務者 池田 正秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月18日まで 令和7年4月4日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係	令和6年(再イ)第69号 福岡県糸島市本1533番地12 再生債務者 勝野 舞 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月1日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第183号 福岡市早良区野芥7丁目28番11号 再生債務者 勝見 晴樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月7日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで 令和7年4月3日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第82号 神奈川県平塚市出綱230番地の1 再生債務者 中澤 真実 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月7日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第7号 熊本県山鹿市杉672番地1 フラットコート山鹿B102、旧住所熊本県山鹿市鹿本町来民1644番地1 ライフステージ鹿本B棟205号 再生債務者 池田 玉代 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月18日まで 令和7年4月4日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係	令和6年(再イ)第237号 福岡市博多区板付7丁目9番4-302号 ラヴェリテ筑紫通り 再生債務者 桑山 昌紗 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月1日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第146号 神戸市垂水区名谷町1949番地の1 リブコートオリジン1714号 再生債務者 坂田 亮暢 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで 令和7年4月4日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第69号 岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町3丁目353番地21 再生債務者 奥西 智大 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月7日 岐阜地方裁判所	令和6年(再イ)第136号 福岡県宗像市池田3116番地104 再生債務者 藤山 祐太 1 決議に付する再生計画案 令和6年10月18日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで 令和7年3月31日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第242号 福岡市南区桧原4丁目27番14号 再生債務者 満生 勝晴 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月1日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第215号 福岡市東区三苦5丁目1番51-902号 アーサー三苦ステーション 再生債務者 野畠 耕治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで 令和7年4月4日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第51号 佐賀市大財2丁目2番29号 再生債務者 小寺 翔平 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月7日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第68号 福岡県糸島市本1533番地12 再生債務者 勝野 優考 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月1日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第208号 福岡県宗像市広陵台5丁目3番地18 再生債務者 時松 勇輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年4月2日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第276号 福岡市城南区千隈2丁目50番5-710号 アームル飯倉南 再生債務者 高浪 光太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで 令和7年4月4日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第2号 福井県越前市南3丁目1番1号 再生債務者 河原 孝一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月3日 福井地方裁判所	福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第283号
福岡県福津市西福間3丁目25番22号
再生債務者 鶴井 大樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月25日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで
令和7年4月4日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第355号
福岡市博多区那珂1丁目8番26-305号 ビ
アサイドH I R O
再生債務者 西川 昌
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月25日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月25日まで
令和7年4月4日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第46号
徳島県阿波市市場町香美字西原25番地17
再生債務者 渡辺 和憲
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで
令和7年4月7日 徳島地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第17号
愛媛県西条市喜多川787番地1 フォプール
喜多川A103号
再生債務者 猪川 渉
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年4月7日 松山地方裁判所西条支部

令和6年(再イ)第14号
新潟県三条市西中1879番地2
再生債務者 鈴木 龍介
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで
令和7年4月7日 新潟地方裁判所三条支部
小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第118号
福岡市中央区鳥飼3丁目1番12-903号 ハ
イネス大濠西
再生債務者 大場 桃子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月28日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第216号
福岡県朝倉市甘木1059番地8
再生債務者 高良 龍佑
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月3日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第257号
福岡市南区西長住3丁目12番11-808号 ア
ンピール長住II
再生債務者 德永 義孝
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第303号
福岡市南区皿山3丁目9番22-205号 B O
N TOUR皿番館
再生債務者 大野 芳典
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月31日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第6号
大分県日田市元町15-14 アメイズ日田駅前
中央502号
再生債務者 財津 美咲
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月4日 大分地方裁判所日田支部

令和6年(再イ)第64号
神奈川県南足柄市壱下473番地9
再生債務者 中尾 祐貴
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月7日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和6年(再イ)第73号
神奈川県厚木市上荻野6279番地3 コーポ市
川206
再生債務者 小谷 敏幸
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月7日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和6年(再イ)第180号
福岡市博多区東雲町3丁目2番18-205号
チサンマンション南福岡五番館
再生債務者 平田 恵
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月4日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第81号
川崎市川崎区鋼管通3丁目2番7-204号
シャトー21
再生債務者 山崎 優太
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月4日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(再イ)第85号
川崎市川崎区田町3丁目8番15-101号 T
Sステージ小島新田
再生債務者 小松 信也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月4日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(再イ)第115号
大阪府松原市天美南4-8-5 ガーデン
イールハイツ102 (住民票上の住所) 大阪府
河内長野市三日市町281番地の3
再生債務者 坪内 耕二
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月4日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第38号 長崎県長崎市豊洋台1丁目17番14号 再生債務者 渡邊 法邦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 長崎地方裁判所民事部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年(再イ)第28号 佐賀県神埼市千代田町直鳥1172番地 再生債務者 坂井 英二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第184号 千葉県船橋市葉円台4丁目12番7-304号 再生債務者 伊藤 博治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第172号 埼玉県川口市柳根町22番3号 再生債務者 鈴木 太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 京都地方裁判所園部支部再生係	令和6年(再イ)第15号 北海道白老郡白老町緑丘3丁目3番18号 再生債務者 山本 康正 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和6年(再イ)第61号 静岡県三島市徳倉2丁目18番75号 グリーンハイツ一木202 再生債務者 梅原 晃代 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 静岡地方裁判所民事第4部破産係
令和6年(再イ)第186号 千葉県市原市八幡北町1丁目11番地2 ビラ八幡102 再生債務者 長内 勇人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年(再イ)第16号 北海道伊達市西浜町81番地7 再生債務者 大槻 優雅 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和6年(再イ)第223号 札幌市豊平区美園4条5丁目3番17号 シティハイム美園203号 再生債務者 渡辺 陽次 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第9号 富山県黒部市三日市4057番地5 再生債務者 坪崎 雅浩 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 岡山地方裁判所第3民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第17号 北海道小樽市花園4丁目18番4号 再生債務者 濱崎 豊史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和6年(再イ)第91号 愛知県豊田市上野町7丁目11-2 リアレーヴ101号(住民票上の住所) 愛知県豊田市城見町古屋戸134番地2(前住所) 愛知県豊田市井上町4丁目22番地9 再生債務者 山内 栄治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年(再イ)第6号 静岡県浜松市天竜区緑恵台552番地の32 再生債務者 河野 麻美	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 富山地方裁判所魚津支部	令和6年(再イ)第42号 岩手県大船渡市大船渡町字永沢41番地13 再生債務者 熊谷 龍 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月4日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(再イ)第102号 兵庫県神崎郡福崎町西田原1258番地52 再生債務者 森本 友難 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第28号

高知市高須3丁目4番44号A B I D E 312号
再生債務者 山地 誠昭

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年4月7日

高知地方裁判所民事部個人再生係
給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再ロ)第10007号

茨城県水戸市千波町1658番地の2 ドミール
石川206号
再生債務者 中庭 健人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月4日 水戸地方裁判所

令和6年(再ロ)第4号

埼玉県三郷市早稲田8丁目1番地3号棟502号
再生債務者 井上 順子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月4日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年(再ロ)第8号

千葉県市川市曾谷3丁目5番12号
再生債務者 西村 亮介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再ロ)第15号

札幌市白石区栄通14丁目2番55-205号
再生債務者 渡辺 美和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月7日

札幌地方裁判所民事第4部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

名古屋市東区東新町1番地

申立人 中部電力パワーグリッド株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 多治見市前畑町2丁目6番地

共有者 伊藤 勝之

届出期間満了日 令和7年6月2日

令和7年4月2日

岐阜地方裁判所多治見支部

(別紙) 物件目録

所在 瑞浪市陶町大川字乱曾

地番 61番226

地目 原野

地積 882平方メートル

共有者 伊藤 勝之の持分 882分の58

令和7年(チ)第1号

大阪市浪速区難波中1丁目16番11-203号

申立人 賛栄商事株式会社

住所・居所 不明

(最後の住所) 大阪府南河内郡新堂村大字新堂1235番地

共有者 内田森太郎

住所・居所 不明

(最後の住所) 大阪府南河内郡新堂村大字新堂372番屋敷

共有者 武内 三次

住所・居所 不明

(最後の住所) 大阪府富田林市若松町1丁目1番12-205号

共有者 小倉 政子

住所・居所 不明

(最後の住所) 大阪府富田林市若松町1丁目19番2-210号

共有者 河井 テル

(最後の住所) 大阪府南河内郡新堂村大字新堂422番屋敷

共有者 亡松井コセツ相続財産(登記記録上の共有者 松井 又吉)

届出期間満了日 令和7年5月27日

令和7年4月4日 大阪地方裁判所堺支部

(別紙) 物件目録

所在 富田林市若松町1丁目

地番 1259番

地目 宅地

地積 634.71平方メートル

共有者 内田森太郎の持分 39分の1

共有者 武内 三次の持分 39分の1

共有者 小倉 政子の持分 39分の1

共有者 河井 テルの持分 39分の1

共有者 亡松井コセツ相続財産(登記記録上の共有者 松井 又吉)の持分 39分の1

令和7年(チ)第2号

岡山市東区金岡東町3丁目3番1号

申立人 日本エクスラン工業株式会社

住所・居所 不明

所有者 那須真三郎

届出期間満了日 令和7年5月26日

令和7年4月1日

岡山地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

所在 岡山市東区九蟠

地番 292番

地目 墓地

地積 14平方メートル

令和7年(チ)第3号

岡山市東区金岡東町3丁目3番1号

申立人 日本エクスラン工業株式会社

住所・居所 不明

所有者 安藤幾次郎

届出期間満了日 令和7年5月26日

令和7年4月1日

岡山地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

所在 岡山市東区九蟠

地番 293番

地目 墓地

地積 23平方メートル

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款(平成12年12月20日制定)の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

財務省共済組合代表者

財務大臣 加藤 勝信

第16条中「第10号の3」を「第10号の5」に改める。

第29条第1項の表中 $\frac{39.86}{1,000}$ を $\frac{45.86}{1,000}$ に、 $\frac{7.91}{1,000}$ を $\frac{8.14}{1,000}$ に、 $\frac{38.18}{1,000}$ を $\frac{44.24}{1,000}$ に、 $\frac{41.54}{1,000}$ を $\frac{47.48}{1,000}$ に、 $\frac{79.72}{1,000}$ を $\frac{91.72}{1,000}$ に、 $\frac{15.82}{1,000}$ を $\frac{16.28}{1,000}$ に改め、同条第2項の表中 $\frac{39.86}{1,000}$ を $\frac{45.86}{1,000}$ に、 $\frac{7.91}{1,000}$ を $\frac{8.14}{1,000}$ に、 $\frac{41.54}{1,000}$ を $\frac{47.48}{1,000}$ に改め、同条第3項中 $\frac{39.86}{1,000}$ を $\frac{45.86}{1,000}$ に、 $\frac{1.79}{1,000}$ を $\frac{2.05}{1,000}$ に、 $\frac{38.18}{1,000}$ を $\frac{44.24}{1,000}$ に、 $\frac{41.54}{1,000}$ を $\frac{47.48}{1,000}$ に改める。

附 則

1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。

2 変更後の第29条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
東京都八王子市横山町一二番八号ソエダビル四階

YANKO DESIGN 合同会社
代表社員 山田真理江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
合同会社ゴウ
代表社員 郷 将輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
合同会社ゴウ
代表社員 郷 将輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

静岡県周智郡森町一宮五五九五番地
合同会社にんたま
代表社員 高橋恵美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

大阪府茨木市沢良宜西一丁目二番五号二階
合同会社アーデントラボ
代表社員 池本 政直

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

大阪市淀川区西中島六丁目二一三チサンマ
ンション第七新大阪八一四号室
合同会社虎の子スタジオ
代表社員 小林 尚暉

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
東京都千代田区平河町二丁目七番五号
株式会社隼

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備えおいております。

令和七年四月十五日
兵庫県朝来市佐裏字中村一八三八番地の一
神子畑生産森林組合
組合長理事 中島 巧

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
熊本市中央区慶徳堀町一番地一(四〇一号)
クレオ合同会社
代表社員 坂口 亮人

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
熊本市中央区慶徳堀町一番地一(四〇一号)
クレオ合同会社
代表社員 坂口 亮人

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
沖縄県名護市大中一丁目一四番六号
合資会社津嘉山酒造所
代表社員 瑞慶村 實

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
熊本市中央区慶徳堀町一番地一(四〇一号)
クレオ合同会社
代表社員 坂口 亮人

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
埼玉県春日部市大場五四六番地一六
有限会社J.Cカンパニー
取締役 反橋 愛子

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
埼玉県春日部市大場五四六番地一六
有限会社J.Cカンパニー
取締役 反橋 愛子

当社は、資本金の額を四億五千円減少し五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
東京都港区六本木一丁目六番一号
株式会社Sand61
代表取締役 菅田 誠

当社は、資本金の額を四億五千円減少し五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
群馬県前橋市大友町一丁目二番一一号
(甲) 株式会社メモリード
代表取締役 吉田 卓史

当社は、資本金の額を金五千万円減少し金五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
群馬県伊勢崎市宮子町三四〇〇番地二
(丙) 株式会社愛典福島屋
代表取締役 前山 清隆

当社は、資本金の額を二億四千七十七万五千円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十五日
愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目二一一番地
株式会社INNOVEL HEALTH
代表取締役 石野 政道

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を十一億三百万六千七百五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年三月二十五日
福岡県三潴郡大木町大字高橋五一八番地
株式会社アスラビスター
代表取締役 馬淵 幸洋

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年五月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月十五日
東京都千代田区平河町二丁目七番五号
株式会社隼

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備えおいております。

令和七年四月十五日
兵庫県朝来市佐裏字中村一八三八番地の一
神子畑生産森林組合
組合長理事 中島 巧

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
熊本市中央区慶徳堀町一番地一(四〇一号)
クレオ合同会社
代表社員 坂口 亮人

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
熊本市中央区慶徳堀町一番地一(四〇一号)
クレオ合同会社
代表社員 坂口 亮人

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
埼玉県春日部市大場五四六番地一六
有限会社J.Cカンパニー
取締役 反橋 愛子

当社は、資本金の額を四億五千円減少し五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
埼玉県春日部市大場五四六番地一六
有限会社J.Cカンパニー
取締役 反橋 愛子

当社は、資本金の額を四億五千円減少し五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
群馬県前橋市大友町一丁目二番一一号
(甲) 株式会社メモリード
代表取締役 吉田 卓史

当社は、資本金の額を金五千万円減少し金五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
群馬県伊勢崎市宮子町三四〇〇番地二
(丙) 株式会社愛典福島屋
代表取締役 前山 清隆

当社は、資本金の額を二億四千七十七万五千円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十五日
愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目二一一番地
株式会社INNOVEL HEALTH
代表取締役 石野 政道

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月十五日
東京都千代田区平河町二丁目七番五号
株式会社隼

なお、最終事業年度はあります。

令和七年三月二十五日
福岡県三潴郡大木町大字高橋五一八番地
株式会社アスラビスター
代表取締役 馬淵 幸洋

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を十一億三百万六千七百五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十五日
大阪市中央区南本町一丁目八番一四号
株式会社CCG HOLDINGS
代表取締役 北田 浩之

当社は、資本金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十五日
大阪市北区大深町一番二号LINKS・U
MEDA八階
MEDI A八階
代表取締役 石野 政道

当社は、資本金の額を金五千万円減少し金五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
東京都港区六本木一丁目六番一号
株式会社Sand61
代表取締役 菅田 誠

当社は、資本金の額を二億四千七十七万五千円

減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
群馬県前橋市大友町一丁目二番一一号
(甲) 株式会社メモリード
代表取締役 吉田 卓史

当社は、資本金の額を金五千万円減少し金五千

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日
愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目二一一番地
株式会社INNOVEL HEALTH
代表取締役 石野 政道

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月十五日

千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷二丁目一八番五八号

有限公司テイ・ワイ商事
代表取締役 小野 拓也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億九千七百五十八万七千百二十五円減少し、減少する準備金額の内

五百円を資本金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都大田区南馬込一丁目六番七号

株式会社F.K.C
代表取締役 福地 孝夫

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三百五十九万六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の決議は、令和七年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十五日

神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目二〇番一号

株式会社ミツトヨ
代表取締役 沼田 恵明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億二千七百五十七万三千八百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十五日

新潟県十日町市明石町二五番地

株式会社Odec. H.D
代表取締役 大島 博

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億四百六十五万一千四百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル五階

仁木ホーレディングス株式会社
代表取締役 仁木 将雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億六千万円、資本準備金の額を七億四千五百円減少し、それぞれ三億五千五百円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

Global Hospital Management株式会社
代表取締役 上出 衛輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億六千万円、資本準備金の額を七億四千五百円減少し、それぞれ三億五千五百円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都江東区青海二丁目四番二四号

扶助株式会社
代表取締役 坂本 友哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億六千万円、資本準備金の額を七億四千五百円減少し、それぞれ三億五千五百円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年八月十四日

掲載頁 四十一頁(号外第一九〇号)

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千八百七十五万円減少し、一千円とし、資本準備金の額を一千八百七十万円減少し、八千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月八日

掲載頁 二頁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千八百七十五万円減少し、一千円とし、資本準備金の額を一千八百七十万円減少し、八千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十五日

掲載頁 一三頁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千九百九十八万九千九百三十五円、資本準備金の額を七億四千九百九十八万九千九百三十五円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金の額、資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社S.F.I.D.A
代表取締役 住田 慎郎

基準日設定につき通知公告

当会社は、令和七年五月一日をもつてその効力が発生する各種類株式の株式分割に関する旨を決定しましたので、会社法第百二十四条第一項の規定に基づき公告いたします。

令和七年四月十五日

東京都品川区西五反田四丁目三三番一号

株式会社ナンバーナイン
代表取締役 小林 琢磨

基準日設定につき通知公告

当会社は、令和七年五月一日をもつてその効力が発生する各種類株式の株式分割に関する旨を決定しましたので、会社法第百二十四条第一項の規定に基づき公告いたします。

令和七年四月十五日

東京都品川区西五反田四丁目三三番一号

株式会社ナンバーナイン
代表取締役 小林 琢磨

基準日設定につき通知公告

当社は、期中に増資を行い、現在の資本金の額は一千五百円減少し、それ八千円とし、資本準備金の額は一億二千五百円とする旨を決定いたしました。

株主総会の開示状況は次のとおりです。

https://www.tecosys.co.jp/

令和七年四月十五日

東京都中央区京橋一丁目一番五号

株式会社リコシス
代表取締役 山本 阜也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億円、資本準備金の額をそれ一千円及び八千九百万円とするこ

とといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月一日

掲載頁 十三頁

令和七年四月十五日

大阪市福島区福島六丁目一〇番一一号
株式会社大近 代表取締役 中津 裕彦

当社は、令和七年三月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式を一对三の比率で行う株式分割により株式の割当を受けける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十五日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社S.F.I.D.A
代表取締役 住田 慎郎

基準日設定につき通知公告

当会社は、令和七年五月一日をもつてその効力が発生する各種類株式の株式分割に関する旨を決定しましたので、会社法第百二十四条第一項の規定に基づき公告いたします。

令和七年四月十五日

東京都品川区西五反田四丁目三三番一号

株式会社ナンバーナイン
代表取締役 小林 琢磨

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十五日

茨城県水戸市石川一丁目四〇〇九番地の七

株式会社ナンバーナイン
代表取締役 小林 琢磨

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十五日

関東工営株式会社
代表取締役 谷津 邦夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十五日

千葉市緑区古市場町四七四番地五一
ビル・シイ商事株式会社
代表取締役 溝部 孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月十五日

代表取締役 溝部 稲葉

